

女性のための離婚にまつわる

法律相談

対面で女性の弁護士に
相談できます

相談は
無料です

要予約

相談は一回限り／30分

第1・2金曜

① 10:00～10:30

② 10:40～11:10

③ 11:20～11:50

第3金曜

① 18:00～18:30

② 18:40～19:10

③ 19:20～19:50

※日程は裏面をご確認ください

こんなことで困っていませんか

秘密
厳守

- ✓ [離婚のすすめ方について]
 - ・協議離婚と調停離婚
- ✓ [離婚にともなう親権・養育費について]
 - ・自分も相手も子どもの親権を主張している
 - ・養育費はいくらもらえるか
 - ・養育費の支払いが滞っている
- ✓ [離婚にともなう財産分与について]
 - ・婚姻時に既に持っていた財産や相続した財産はどうなるのか
 - ・住宅ローンが残っているが分割できるか
- ✓ [夫の不貞による慰謝料請求について]
- ✓ [離婚にともなう婚費請求について]

ご予約・お問合せ

☎ 06-6844-9739

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ

指定管理者：一般財団法人とよなか男女共同参画推進財団

豊中市玉井町1-1-501 エトレ豊中5階（阪急豊中駅直結）

受付時間：9:00～20:00

（12:00～13:00・17:00～18:00/水・日・祝日・年末年始を除く）

<https://toyonaka-step.jp/counseling/>



2025年度 離婚にまつわる法律相談日程表（要予約）

年	月	週	金曜	午前① 10:00～	午前② 10:40～	午前③ 11:20～	夜間① 18:00～	夜間② 18:40～	夜間③ 19:20～
2025年	4月	第1週	4日	●	●	●			
		第2週	11日	●	●	●			
		第3週	18日				●	●	●
	5月	第1週	2日	●	●	●			
		第2週	9日	●	●	●			
		第3週	16日				●	●	●
	6月	第1週	6日	●	●	●			
		第2週	13日	●	●	●			
		第3週	20日				●	●	●
	7月	第1週	4日	●	●	●			
		第2週	11日	●	●	●			
		第3週	18日				●	●	●
	8月	第1週	1日	●	●	●			
		第2週	8日	●	●	●			
		第3週	15日				●	●	●
	9月	第1週	5日	●	●	●			
		第2週	12日	●	●	●			
		第3週	19日				●	●	●
	10月	第1週	3日	●	●	●			
		第2週	10日	●	●	●			
		第3週	17日				●	●	●
	11月	第1週	7日	●	●	●			
		第2週	14日	●	●	●			
		第3週	21日				●	●	●
	12月	第1週	5日	●	●	●			
		第2週	12日	●	●	●			
		第3週	19日				●	●	●
2026年	1月	第1週	2日	祝日					
		第2週	9日	●	●	●			
		第3週	16日				●	●	●
	2月	第1週	6日	●	●	●			
		第2週	13日	●	●	●			
		第3週	20日				●	●	●
	3月	第1週	6日	●	●	●			
		第2週	13日	●	●	●			
		第3週	20日				祝日		